

1人の首切りも許さない

N関労東 2005.12 No4

東日本NTT関連合同労働組合

東京都千代田区岩本町2-17-4 米澤ビル1階 労働運動センター
TEL (03)5820-2070 FAX (03)5820-2080
E-mail info@n-kanrou.com http://www.n-kanrou.com

発行責任者:江尻 昭正 編集責任者:林 信行

「退職・再雇用」制度を廃止する

今年も雇用選択を迫ってきた。会社の「50才定年」NTTを辞めるという攻撃に対して、多くの仲間が「NTT(全国配転)か、OS選択か」で悩んでいる。自ら「辞める」と何故言わなければならないのか。賃下げ、雇用不安の中に身を委ねなければならないのか。「50の春」を泣かせるな。

N関労は、仕事と生活不安の元凶となっている「50歳退職・再雇用制度」を廃止することを要求している。

今年で5年目、毎年多くの仲間が悩み深い選択を迫られ悩んでいます。

50歳といえば、働き盛りであると同時に子供の学費や家のローンなど出費の多い年代でもあります。人生の半ばを超えこれから生活設計を変えることや新しい仕事を覚えることにも困難な年代ともいえます。

この間、NTT東日本を選択した仲間は、Bフレックスの訪問営業、法人営業、技術部など主に首都圏で働いています。東北、北海道からの単身赴任を強いられています。働き続けています。

1月下旬が雇用選択通知書の提出ですが、

今の職場・賃金・仕事、今までどおり働きたい

今年選択者のWさんは、次のように訴えています。

今の職場に今の賃金で今の仕事でいままでどおり働きたい。この当たり前の思いがNTT職場ではできないのか、なぜこんな職場になってしまったのか、憤りを感じます。30年以上も会社のために働いてきたのに50歳になったからと言って、今の職場に残りたいなら、賃金25%ダウン。こんな理不尽な会社はありません。

1人で悩まず、N関労に相談してください

また、厚生年金保険

業務委託拡大・業務見直しでIP・BB分野へ配置替 東日本

NTT東日本は現在、NTT労組との間で「NTT東日本グループにおける今後の人員政策」について議論している。

そのなかでNTTは、「大量退職期の到来による大幅な人員減が生じていく」として、社員と外部労働力の位置づけ役割を、表将来の

労働形態と業務の対応イメージのようになっている。

そして現在、116業務の委託拡大・夜間受付体制の見直し、料金請求等に関する問合せ受付業務の運営体制の見直し、光113センタ(仮称)の設置について議論中であり、こ



賃金減額反対、退職再雇用制度反対の闘いに立ち上がりましょう！

H17年度雇用形態・処遇体系の多様化スケジュール

12月	下旬	社員周知(都道府県会社等労働条件等説明)面談等実施
1月	下旬	雇用形態選択通知書の提出
2月	下旬	会社決定通知(辞職承認通知書交付)
3月	下旬	内定通知書交付
	31日	退職
4月	1日	再雇用(採用通知書交付、誓約書受領)

将来の労働形態と業務の対応イメージ

種別	雇用契約	主な労働形態	業務(例)
長期蓄積能力活用型グループ	期間のない雇用契約	東日本社員(在籍外向社員を含む) 退職・再雇用社員 自社社員	事業第一線のプレイングマネージャー(営業・設備保守等のオペレーション業務を自己完結的に実施できる人材) 本社等企画業務 経営、設備、販売等戦略策定等 お客様サービス、設備運営等の各部門等業務運営方針の策定 設備業務(設備構築・設備保守・ネットワークオペレーション等) サービス開発、研究開発 営業業務 ソリューション営業、相互接続等
高度専門能力活用型グループ	有期雇用契約	ハイパー契約社員 一般契約社員 常勤嘱託社員	専門業務(スキル・ノウハウが必要な業務) ソリューション(上位レイヤSE) サービス開発(マーケティング・企画)等
雇用柔軟型グループ	有期雇用契約	60歳超え契約社員 一般契約社員 臨時雇	オペレーション業務 受付等(116、SOC、料金、113) バックヤード 営業・設備保守 本社等企画業務支援 各種データの投入・集計・整理 各種文書作成等
	人材派遣契約	人材派遣社員	

これまでの仕事、仲間を選択した労働者は、踏んだり蹴ったり。許せない「現地現職」など、舌の根も乾かないのにすでに反古にしようとしている。

一緒に悩み、考えます。お電話お待ちしております。お気軽にご相談下さい！
(03) 5820-2070

人らしく健康で安心して働き続ける条件を奪う賃金見直し反対

多くの人が賃下げに。そして評価・評価の毎日がはじまる

安心のシステムであつた年齢賃金の廃止

年齢賃金は3/8が基準外となる成果手当(下表)に移行されます。一般一級ではSAとDでは4万円今までの倍となります。そして移行時の成果手当は06年12月の第一回評価ではC評価では一般一級では5240円も減ってしまいます。それに年2回の評価は競争に明け暮れ、たまつたものではありません。

扶養手当も基準外へ

配偶者のみでは6000円の増が提案されてますが、ボーナスを考えると年収が750800円も減額になります。配偶者と扶養一人です。

基準内賃金の大幅減

新制度ではボーナスの算定基礎額であった基準内賃金が大幅に現になります。前年実績で20万円以上の年収が減額となります。

「育児・介護休業法」を遵守し「企業の社会的責任」(CSR)を果たし、労働者の指導に従い、Hさんを品川ツインズに配置を

組織改革ステップによって、配転を余儀なくされたHさんは、難病認定を受けている妻の介護、家事、子育てができる条件の確保のため、介護休業法第26条を遵守し、品川ツインズに配置してほしいと要望し続けています。NTTは、「企業の社会的責任」を果たす、として職場と家庭を両立できる職

人間らしく生きる人生と切り離された形で完全な労働力商品に

「ちょっと腐つたな」とか売れ残つたな」と言つて、捨てられてしまつてしまつて。でも人間はそんなものとは違ひます。完全な商品にはなれないといふことです。人々が根本的な矛盾と直面するといふこと

「こんな成果主義賃金の働き方をしていて、20代の人30代、40代、50代と生きていけるのか」といふ根本的な問いかけをしています。

N関労は、成果主義賃金制度廃止を要求し続けます。

現行扶養手当(基準内賃金) 4.4ヵ月分 単位:円

配偶者	その他扶養	扶養手当	月例分年額	特別手当分年額	総計	
18,700	なし	0	18,700	224,400	82,280	306,680
	35歳未満	6,400	25,100	301,200	110,440	411,640
	35歳以上41歳未満	7,400	26,100	313,200	114,840	428,040
	41歳以上55歳未満	8,400	27,100	325,200	119,240	444,440
	55歳以上	6,400	25,100	301,200	110,440	411,640

「見直し」扶養手当(基準外賃金) 4.4ヵ月分 単位:円

配偶者	その他扶養	扶養手当	月例分年額	特別手当分年額	総計	
19,300	なし	0	19,300	231,600	0	231,600
	1人	11,500	30,800	369,600	0	369,600
	2人	18,000	37,300	447,600	0	447,600
	3人	20,100	39,400	472,800	0	472,800
	4人	21,100	40,400	484,800	0	484,800
5人	22,100	41,400	496,800	0	496,800	

10月22日、N関労東第5回大会が開催されました。この大会は、東日本STEP、2合理化の中で、「介護休業法」を無視し、配転してきたHさんの闘い、「無呼吸症候群」のYさんに片道3時間の遠距離

N関労東大会開催

離通勤を強いる問題等、いわゆる「満了型」を選択した労働者の実態が、そして、11月3、11-6をはじめとするOS職場の状況が赤裸々に報告されました。賃金制度改悪は、基準内賃金減少、ボーナス減少、扶養手当減少、とまさに総人件費の削減であり、「団結」を破壊する攻撃です。企業年金改悪の申請も厚生労省に出されました。

確認しました。



大会後、50歳退職視雇用制度廃止、ME等会社の労働条件をNTTに準拠させること、「成果業績」主義賃金制度廃止、評価に恣意的評価や思想差別を持ち込むなど、「育児介護休業法」の遵守、年金改悪の承認申請の撤回などの要求書を提出しました。

新成果手当(初回評価06年12月予定)との比較 単位:円

新成果手当(評価)	一般資格					エキスパート資格		
	5級	4級	3級	2級	1級	3級	2級	1級
SA	62,600	65,300	66,800	76,900	85,800	94,600	102,500	112,200
A	54,600	57,300	58,800	67,900	75,800	82,600	89,500	98,200
B	46,600	49,300	50,800	58,900	65,800	70,600	76,500	84,200
C	38,600	41,300	42,800	49,900	55,800	58,600	63,500	70,200
D	30,600	33,300	34,800	40,900	45,800	46,600	50,500	56,200
比較	C評価による差額							
	20歳	27歳	34歳	39歳	50歳	50歳	50歳	50歳
手当との差	+2,140	-370	-5,260	-5,540	-5,240	-4,760	-4,500	-3,440

「企業年金改悪の「同意書」を撤回しましょう

年金事務局 TEL (0120) 55-8361

年金事務局に

「同意を取り消したい」と電話で申出て下さい。事務局は、撤回のための書類を送付してきますから、必要事項を記入の上返送すると、「同意書」が返送されます。

厚生労省に承認しないよう要請しましょう

厚生労省に、承認しないよう要請していきましょう。要請先は下記のとおりです。

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
厚生労働省 厚生労働大臣 殿

要請内容は、生活実態、「同意書」が管理者の脅し、いじめのなかで書かれた実態、職場から見たNTTの経営状態を記しながら「減額承認をしないよう」要請しましょう。